

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

農業スポットワーク活用促進事業に基づく包括連携に関する協定書（案）

東京都（以下「甲」という）、及び●●●●（以下「乙」という）は、農業スポットワーク活用促進事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、多様な担い手の確保を通じた東京都内の農業労働力の活性化を推進することを目的として、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本事業は、東京の農業者がスポットワーカーを活用する環境を整えることで、農業関係人口を拡大し東京農業の維持発展に寄与することを目的としている。そのため、本協定では、甲と乙が緊密な相互連携を図り、双方の資源を活かすことにより、多様な担い手の確保を通じた東京都内の農業労働力の活性化を推進することを目的とする。

（協定の有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（本協定による連携事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 東京都内の農業者に対し、スポットワーク人材の活用を推進すること
- (2) 求人情報アプリに登録しているスポットワーカーに対する、東京農業に関する情報を提供すること
- (3) 多様な働き方の推進に関すること
- (4) 双方の事業のPRに関すること
- (5) その他、本協定の目的に沿うこと

（具体的な取組の決定方法）

第4条 甲及び乙は、それぞれが誠実に対応するものとし、具体的な取組内容は協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく連携及び協力は、無償で行うものとし、本協定に関して、甲乙相互に金銭の支払義務は生じないものとする。

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な見直しを行うものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第7条 甲は、乙が、暴力団（東京都暴力団排除条例平成23年東京都条例第54号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例平成23年東京都条例第54号第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する場合（乙が他の事業者等と連携して本事業を実施する場合は、当該他の事業者等のいずれかが該当する場合を含む。）、この協定を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 甲及び乙は、本協定に関して取得した個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

2 甲及び乙は、本協定に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限等に従い保管した後、適正に廃棄する。

(情報公開)

第9条 本協定に関して甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は公文書として取り扱い、個人情報に係る部分を除いて、原則として開示請求の対象となる。

(本事業の公表)

第10条 甲及び乙は、本事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、当該内容及び成果が、本事業の結果得られたものであることを明示するものとし、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

(知的財産等の権利の使用)

第11条 乙が甲のロゴ・標章等（以下「ロゴ等」という。）を、乙の自社ホームページ、オンラインメディア、各種メディア等の広告媒体（YouTube、X、Facebook、LINE等のソーシャルメディアを含む）等で使用を希望する場合には、別途都知事宛ての申請を必要とする。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、本協定に関して、相手方から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、本協定に関して知り得た個人情報、相手方の技術上、経営上等の一切

※以下の内容は募集時点での案文であり、今後変更が加わる可能性があります。

(案)

の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱い、当該相手方の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 開示を受けた時にすでに公知となっていたもの
- (2) 開示を受けた時にすでに自己が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 政府機関又は裁判所の命令により開示を要求されたもの

(協定期間終了後の効力)

第13条 本協定が期間満了又は解除等により終了した後においても、第8条（個人情報の取扱い）、第9条（情報公開）、第10条（本事業の公表）、第11条（知的財産等の権利の使用）、第12条（秘密の保持）及び本条の規定は存続するものとする。

(協議)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、本協定の趣旨に鑑み、甲乙両者が誠意をもって協議の上、その取扱いを定める。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
産業労働局長 ●● ●●

乙 ●●●●●丁目●番●号
●●●●●
●● ●● ●●